



移住就業支援金を支給します

政策推進課
(本庁舎 4 階)

☎ 0538-37-4805

FAX 0538-36-8954

東京圏からの移住を支援します

磐田市では、東京23区の在住者または東京圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）在住で東京23区への通勤者が、磐田市内に移住し、静岡県が選定した中小企業に就職した場合などに、移住・就業への支援として100万円（単身の場合は60万円）を支給します。



支給金額

1世帯100万円（単身の場合は60万円）

※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算

申請期限

令和6年1月18日(木)

申請をお考えの方は、お早めにご相談ください

対象者

移住元要件と移住先要件を満たす方のうち、次の①と②の両方に当てはまる方

①申請時に移住から3カ月以上1年以内

である方

②申請後5年以上継続して磐田市へ居住する意思がある方

移住元要件

次の①と②の両方に当てはまる方

①移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内へ通勤などしていた方

②移住する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内へ通勤などしていた方

移住先要件

次のいずれかに当てはまる方

①静岡県がマッチング

サイトに移住・就業

支援金の対象として

掲載する企業に新規就業した方

②内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して新規就業した方

③東京圏在住の会社員などが自己の意思により移住し、テレワークで移住元の業務を引き続き行う方

④移住する直前の3年間に磐田市が市内で開催する企業見学会に参加して県内中小企業に就職した方

⑤移住する直前の3年間に市内企業で就労



▲しずおか就職net

申請方法

申請書（市ホームページからダウンロード）に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、直接または郵送（〒4338-8650 国府台3番地1）で政策推進課へ提出してください。

その他

移住就業支援金については、掲載した内容以外にも条件があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。政策推進課までお問い合わせください。



第3期市民後見人 候補者養成講座

成年後見支援センター
(iプラザ1階)

☎ 0538-37-2792

FAX 0538-37-4866

支援が必要な人の権利擁護のための
人材育成を進めます

人材育成を進めます

認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力に不安がある人に対し、同じ地域で暮らす市民が福祉サービスの契約や財産管理などを行う「市民後見人」の候補者養成講座を国のカリキュラムに沿って実施します。地域貢献や社会参加に興味をお持ちの皆さんのご参加をお待ちしています。

市民後見人になるためには

事前説明会への参加後、講座の受講とレポート、面接による選考を経て、候補者名簿に登録されることが条件となります。名簿登録者の中から、申し立てにより裁判所が選任します。

活動内容

- ・通帳の管理や支払いのお手伝い
- ・医療や福祉サービスの契約
- ・定期的な訪問や見守り など

成年後見人等選任の状況

令和4年中に全国で成年後見人等が選任された件数は、約3万9500件で、その内4親等以内の親族後見が20%となっています。残り80%は、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職後見と社会福祉協議会やNPOによる法人後見で、本人に寄り添い支援する市民後見人選任は、0・8%と現時点では、少数となっています。

成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより「判断能力が十分でない方」が自分らしく安心して暮らすため、「ご本人の権利や財産を守り、意思を尊重した生活ができるよう」「成年後見人等」を選び、支援するための制度です。

市民後見人候補者の養成

成年後見制度の利用者数は、令和4年以前の5年間で毎年2%〜3%の割合で増加しており、今後は専門職の選任が困難になることも想定されています。地域の身近な存在として、本人の意思を丁寧に把握しながら、市民感覚を活かしたきめ細やかな後見活動を進めることができる市民後見人の役割が期待されており、全国でも養成が進められています。

第3期市民後見人候補者 養成講座事前説明会

とき 7月31日(月) 午後1時30分
場所 豊田福祉センター
対象 市内在住または在勤で、市民後見人の活動に興味のある20歳以上の方
内容 ①成年後見制度利用の現状と市民後見人の役割(基調講演)
②養成講座受講説明 など
定員 30人程度
申込 7月27日(木)までに電子申請で成年後見支援センターへ
その他 「市民後見人候補者養成講座」の受講を希望される方は、説明会への参加が必須です



▲電子申請

権利擁護講演会 参加者募集

「権利擁護を支える
地域福祉(地域住民)の役割」
認知症や知的・精神に障がいのある方を地域で支えていくために、私たちができることを考えます
とき 7月22日(土) 午後1時30分
場所 ワークピア豊田 多目的ホール
講師 静岡福祉大学 学長 増田樹郎氏
定員 150人
申込 7月18日(火)までに電子申請で成年後見支援センターへ



▲電子申請





ページ番号

1002635

令和4年度

予算執行状況

市の財政状況をお知らせします

市では、条例に基づき、市の財政状況を年2回公表しています。

令和4年度下半期（令和5年3月31日現在）

の予算執行状況をお知らせします。

予算の執行状況

() 内は執行率

会計名	予算額	収入済額	支出済額
一般会計	716億6,457万円	655億9,436万円 (91.5%)	597億8,076万円 (83.4%)
特別会計 (国民健康保険・介護保険など)	327億4,110万円	304億1,782万円 (92.9%)	283億2,803万円 (86.5%)
公営企業会計 (上下水道事業・病院事業)	385億8,867万円	335億5,033万円 (95.1%)	365億8,397万円 (94.8%)

市の財産状況

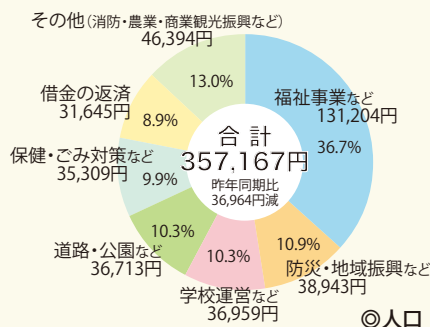
※基金とは、条例に基づいて積み立てた市の貯金のことです

区分	現在高	種類	現在高
土地	515万791㎡	一般会計	526億6,315万円
建物	50万9,145㎡	特別会計	2億4,065万円
基金*	149億6,054万円	公営企業会計	412億6,418万円
有価証券	8億7,008万円	一時借入金	0円

市有財産

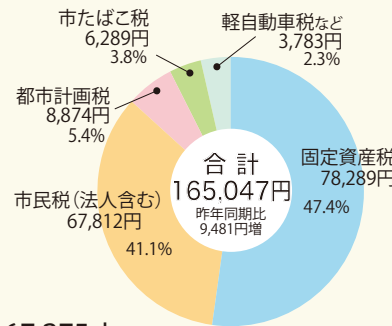
地方債・一時借入金の現在高

一人当たりに使われた金額（一般会計）



◎人口：167,375人
(令和5年3月31日現在)

一人当たりの市税負担額（一般会計）



財政課

(本庁舎4階)

☎0538-37-4883

☎0538-36-8954

ページ番号

1011699

罹災証明書、被災証明書の申請

罹災証明書、被災証明書の申請

申請期限は災害発生日から6カ月以内です

罹災証明書については、必要に応じて現地調査を実施し、後日交付します。

罹災証明書（マイナポータル）



▲罹災証明書（マイナポータル）



▲被災証明書（ロゴホーム）

必要書類

- 被害の状況を確認できる写真
- 修理費用の分かる見積書および請求書（写真がない場合）
- 本人確認書類（罹災証明を電子申請する場合のみマイナンバーカード必須）

申請期限

災害発生日から6カ月以内（厳守）

その他

- 火災による「罹災証明書」は、消防本部および消防署、分遣所で受け付けています
- 農作物の「被災証明書」は、農林水産課（西庁舎1階）で受け付けています

申請方法

申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要な事項を記入の上、必要書類を添えて、直接または郵送（〒438-8650 国府台3-1）、電子申請で市税課へ提出してください。

樹木所有者の 皆さんへ

道路河川課
(西庁舎2階)

☎0538-37-4808
FAX 0538-32-3948

道路に張り出している樹木などの適正管理を

個人の所有地から道路に樹木などが

張り出し、通行の妨げとなっている箇所が見受けられます。樹木や生垣、草などが車道や歩道に張り出していると、車両や歩行者などの通行の安全に支障をきたすだけでなく、事故が発生する恐れがあります。それらが原因となり通行者の事故が発生した場合は、土地所有者の方が責任を問われることがあります。

土地および樹木の所有者の方は、樹木などの適正な管理をお願いします。

作業時の注意事項

- ①電線や電話線がある箇所の作業は、事前に最寄りの中部電力(株)営業所またはN.T.T支店に連絡し、作業を行うてください
- ②作業時は、通行する歩行者や自転車などの安全確保と、樹木からの転落などに十分ご注意ください

磐田市危険木除去事業費補助制度のご案内

樹木の所有者に対し、倒木により磐田市道の道路交通の危険となる恐れがある樹木を根元から除去するのに掛かった費用を助成する制度です。詳しくは、除去実施前に道路河川課へお問い合わせください。

・対象となる樹木

木の高さがおおむね10m以上、かつ幹の太さが胸高で20cm以上ある樹木で、倒木により磐田市道をふさぐなどの交通の支障となる恐れのあるもの

・補助金額

樹木の所有者などが樹木を除去するのにかかる費用のうち、経費の2分の1以内で上限20万円

・注意事項

- ・剪定や枝払いは対象となりません
- ・除去作業後の申請は受け付けておりません。事前に道路河川課へ対象の可否について確認してください

土のうステーションを 活用ください

道路河川課
(西庁舎2階)

☎0538-37-4808
FAX 0538-32-3948

台風などの大雨に備えて安心

近年、ゲリラ豪雨といわれる短時間で局地的に降る大雨や、台風などによる浸水被害が発生しています。被害をできるだけ少なくするためには、行政の対応とともに、地域のみなさんにも自ら行動していただくことが重要になっています。

市では、大雨に備え自分で土のうを製作して持ち帰っていただける場所「土のうステーション」を設置しています。

手続き方法

- ・下記の担当課で申請書を記入していただきます
- ・一度の申請につき、一世帯当たり土のう20袋を上限とします
- ・作製場所を案内しますので、自ら作製して持ち帰ってください
- ・作製した土のうの管理や保管は、自分で行ってください
- ・安全のため、荒天時や夜間における作製は禁止します
- ・浸水対策のために使用してください



▲西庁舎北側に設置された土のうステーション

設置場所・問合せ

道路河川課(西庁舎)	☎ 0538-37-4808
福田支所 市民生活課	☎ 0538-58-2370
竜洋支所 市民生活課	☎ 0538-66-9100
豊田支所 市民生活課	☎ 0538-36-3150
豊岡支所 市民生活課	☎ 0539-63-0020

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
※月～金曜日(祝日、年末年始を除く)



ページ番号
1010648

副業・兼業人材活用 促進事業費補助金

経済観光課
(西庁舎 1階)

☎0538-37-4819
FAX 0538-37-5013

副業・兼業人材の活用で課題を解決！

専門的な技術を持つ人材の活用により、企業の生産性向上や社員のスキルアップを図る市内中小企業などを支援するため、副業・兼業人材を活用する事業者に対し、補助金を交付します。

申請期限 令和6年3月31日

※副業・兼業人材または紹介会社と契約してから14日以内に申請し、令和6年3月31日までに事業が完了すること

※予算がなくなり次第終了

対象要件

- ①市内に事業所を有する中小企業事業者・個人事業主または従業員数が300人以下の医療法人・社会福祉法人であること
- ②市税の滞納がないこと
- ③静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点を利用し、副業・兼業人材または登録人材紹介会社と契約を結び、取り組みを行うこと

※詳しくは市ホームページをご確認ください



※詳しくは市ホームページをご確認ください

対象経費

副業・兼業人材に支払う報酬、登録人材紹介会社に支払う紹介手数料または業務委託料

補助額

副業・兼業人材一人当たり補助対象経費の2分の1以内(上限24万円) 年度内に2人まで

ページ番号
1004448

情報公開制度を 活用の方へ

より開かれた市政を目指して

市民相談センター
(本庁舎 1階)

☎0538-37-4746
FAX 0538-39-2262

情報公開制度とは

情報公開制度とは、市民参加による開かれた市政を推進するため、市が管理している公文書を市民などからの請求などに基づいて公開するものです。この制度により、市では市政に対する市民などからの信頼性の確保や市政の透明性の向上、市民参加の充実に努めています。

令和4年度に受けた請求などの件数は、131件で、全部公開が52件、一部公開が26件、非公開が12件、不存在が41件でした。

公文書は公開することを原則としています。法律では公開が禁止されているものや、個人を特定できる情報(個人情報)など、公開をすることができないものもあります。

公文書を請求できる方

どなたでも

公開の手続き

所定の書式(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、直接または郵送・FAXで市民相談センター(〒438-8650 国府台3-1本庁舎1階)へ提出してください。市ホームページ内にある請求フォームからでも請求できます。

原則として請求の日から15日以内に公開の有無を決定し、ご連絡します。手続きや閲覧は無料ですが、写しの交付を希望される場合は、費用が必要となります。

なお、請求に対して公開しない旨の決定には、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。



いわた節電促進 キャンペーン

環境課
(西庁舎 1階)

☎0538-37-4874

FAX 0538-37-5565

節電を達成した家庭に抽選で賞品をプレゼント

節電に取り組もう

わたしたちの暮らしから排出される二酸化炭素を減らすため、家庭における節電を促進するキャンペーンを実施します。節電を達成した家庭のうち、各月抽選で30人に賞品をプレゼントします。

対象

前年と比べ電気使用量を減らすことができた家庭

対象月

7月～9月

※1カ月単位を1口として、何口でも申請できます

申請期限

対象月の翌月10日まで

申請方法

磐田市公式LINEから

賞品

LINE Pay 20000円分

申請手順 (LINE)

申請に必要なもの

- ・LINEが使用できる端末
- ・※市公式LINEとLINE Payの登録が必要です
- ・今年と前年の電気使用量が分かるもの(検針票・管理画面の画像など)

申請手順

- ①磐田市公式LINEの申請メニューから「節電促進キャンペーン」をタップ
 - ②案内に従い「LINE Pay」バー「住所」「対象月」「使用電力量」などを入力
 - ③使用電力量が分かる画像を添付
- ※使用電力量が分からない場合は、契約している小売電気事業者か中部電力パワーグリッド(株)磐田営業所(☎36-9634)へ

防ごう ペットトラブル

環境課
(西庁舎 1階)

☎0538-37-2702

FAX 0538-37-5565

ペットと幸せな時間を過ごすために

近隣トラブルを避けるために

犬

- ▼必ずリードをつけましょう
- リードを付けていないと動物が苦手な方や子どもに恐怖を与えてしまう場合があります
- ▼フンや尿の後始末をしましょう
- フンや尿を放置すると、悪臭を発生し近隣の住民が迷惑します

猫

- ▼置き餌はやめましょう
- 餌以外の野良猫や野生動物が餌を目当てに集まります。餌は決めた時間と場所とで与え、食べ残しは片付けてください
- ▼餌は屋内で飼育しましょう
- 屋外では、喧嘩による怪我や、交通事故で不幸にも亡くなる場合があります。餌猫を守るため、屋内で飼育をしてください

実際に寄せられている相談事

犬

- ・リードを付けずに散歩をしている
- ・フンを持ち帰らずに放置している
- ・鳴き声がうるさい

猫

- ・近所の方が置き餌をしているため、近くに野良猫が集まり、フンや尿を庭にされてしまう
- ・猫が増えすぎて、飼えなくなった

